

四一　国会法及び参議院規則改正経過一覧表

(一) 国会法改正経過

第三六次	第三七次	改正回次
三百七回	三百七回	国会回次
内閣	衆議院運営委員長	提出者
案正の事る等技術、す一訴たに術情、る部訟め対の報、法を法の応進通二、律改等刑す展信元	る部る言宣けび法を法等誓する議法改律に及証院会案正の関び人に法四、す一す証のお及西	令和年提月日出
可五、決六	可五、決九	議參議院決院
修四、正六	可四、決西	議衆議院決院
五、三	五、五	月公布日
元	西	番法律号
規定の改正(第三四条の一、第一〇〇条)会期前に逮捕された議員があるときの通知に関する	重要経済安保情報の保護措置等に関する規定(第一条の二、第一条〇四条の三)	主要改正事項

(二) 參議院規則改正経過

改正回次	国会回次	議者発表者	議会決議本会議	主事項
第三百七回	第三百七回	馬場成志君外七名		
馬場成志君外 七名		令和三年三月一日提出		
七、五、七	七、三、三			
可五、決九	可三、四			
2	参考人の出席に関する規定の改正(第一八六条)	国会法等の一部改正(令和七、五、一五法律第三四号)に伴うもの 議院又は委員会等に提出された重要経済安保情報の閲覧に関する規 定の整備(第一八一条の三) 重要経済安保情報報を漏えいした議員に対する懲罰に関する規定の整 備(第三六条)		